

せい かつ し えん いん は けん じ ぎょう
生活支援員派遣事業

○どんな人が利用できるの？

- ・ 身体障がい者
- ・ 身体の不自由な高齢者
- ・ 豊田市生活困窮者自立支援事業の支援決定者

*いずれも豊田市に在住し、親族の協力が期待できない方。自分で判断でき、手助けがあれば日常生活ができる方。

○利用料はいくらかかるの？

- ・ 支援 1回 1,200円 (生活保護者は無料)
- ・ 書類等の預かりサービス 月額250円

○どんなお手伝いをしてくれるの？

福祉サービス利用のお手伝いをします。

- ・ 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ・ 福祉サービスの利用料の支払う手続き
- ・ 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き

日常のお金の出し入れをお手伝いします。

- ・ 日常生活に必要な事務に関する手続き
- ・ 生活保護費及び年金と福祉手当の受領に必要な手続き
- ・ 医療費を支払う手続き
- ・ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ・ 日用品等の代金を支払う手続き
- ・ 以上の支払いにともなう預金の払い戻し、預金の解約、預金の預入の手続き



大切な書類等をお預かりします。

- ・ 銀行の貸金庫等で通帳や印鑑、証書などの大切な書類をお預かりします。
- * 価格変動の大きい有価証券や期日管理の必要なものは預かることができません。

○利用までの流れ

相談と申込書の受付



訪問・アセスメント(現況把握、希望内容や頻度の確認)



利用についての検討と可否の決定



活動計画の作成



利用者へ活動計画の提示と了承



生活支援員の調整



利用者へ生活支援員の紹介



生活支援員の活動開始



公共料金の支払いやお金の出し入れが大変・・・
通帳や印鑑を無くしてしまいそうで心配・・・

そんな時はお気軽にご相談ください！

○問合せ

社会福祉法人豊田市社会福祉協議会 暮らし応援課

〒471-0877 豊田市錦町1-1-1 豊田市福祉センター2階

電話 (0565)31-9671 FAX (0565)33-2346